

介護老人保健施設陽光園 通所リハビリテーション運営規程

(介護予防含む)

第1条 医療法人健周会が開設する介護老人保健施設陽光園（以下「当施設」という。）が実施する通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（施設の目標）

第2条 通所リハビリテーションは、要介護状態又は要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当施設では、通所リハビリテーション計画に基づいて、利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 当施設では、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

3 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則し、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供に係る以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

（名称及び所在地）

第4条 通所リハビリテーションの実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 介護老人保健施設 陽 光 園
- (2) 所在地 新潟市中央区姥ヶ山3 1 1 番地 1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 通所リハビリテーションに従事する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者（医師） 1 人（常勤・兼務）

医師は、通所リハビリテーション計画の策定を職員と共同して作成するとともに、通所リハビリテーションの実施に関する職員への指示を行う。

- (2) 理学（作業）療法士又は看護・介護要員 2人以上

[うち理学（作業）療法士 0.2人以上]

理学（作業）療法士は、医師及び看護、介護職員と共同してリハビリテーション実施計画を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日

ただし、国民の祝日、創立記念日（9月2日）、12月31日～1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分

(通所リハビリテーションの利用定員)

第7条 実施単位は利用定員4名の1単位とする。

(通所リハビリテーションの内容)

第8条 通所リハビリテーションは、通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、必要なりハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(通常の事業の実施範囲)

第9条 新潟市内

(利用者負担の額)

第10条 当施設における利用者負担の額は以下の通りとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
 - (2) 利用料として、食費、日常生活品費、教養娯楽費等のその他の利用料についても、別に定める料金表により支払いを受ける。
- 2 当施設では、利用者又は家族に対して事前に文書等を用い十分説明を行い、同意を得た上で、支払いを受けることとする。

（施設利用にあたっての留意事項）

第11条 サービス利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。

- 2 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡をとり、その指示に従う。
- 3 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り、施設が提供する食事を摂取していただくこととする。

（非常災害対策）

第12条 管理者（施設者）は非常災害その他緊迫事態発生の際とるべき措置につき、あらかじめ防火計画をたて利用者等の安全を守るため、定期的に災害時における指導教育及び避難訓練を実施する。

- 2 管理者（施設者）は常に所轄の消防署と連絡を密にし、火災発生防止に万全を期す。

（職員の服務に関する事項）

第13条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。

- 2 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員の質的向上を図るため、研修の機会を確保する。

（虐待の防止のための措置）

第14条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

- （1）事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - （2）事業所における虐待防止のための指針を整備する。
 - （3）事業所において、職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
 - （4）（1）～（3）に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するように努める。

(業務継続計画の策定)

第15条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第16条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項については介護老人保健施設陽光園において定めるものとする。

(付則) この規程は、平成19年10月1日から施行する。

(付則) この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(付則) この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(付則) この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(付則) この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(付則) この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(付則) この規程は、2019年10月1日から施行する。

(付則) この規程は、2020年4月1日から施行する。

(付則) この規程は、2021年4月1日から施行する。

(付則) この規程は、2024年4月1日から施行する。